

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,000,000
計	90,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年12月14日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	23,591,200	23,591,200	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式
計	23,591,200	23,591,200	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成18年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

①当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。

平成15年6月25日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	70 (注)1, 5, 6	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70,000 (注)2, 5, 6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり446 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日～ 平成20年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 446 資本組入額 223	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の権利の譲渡及び質 入れその他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

平成16年6月24日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	148 (注)1, 7, 8	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	148,000 (注)2, 7, 8	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり660 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日～ 平成21年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 660 資本組入額 330	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の権利の譲渡及び質入れその他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

平成17年6月24日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数	192 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	192,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当り776 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日～ 平成22年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 776 資本組入額 388	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の権利の譲渡及び質入れその他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的となる株式の数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

- 3 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は(新株予約権の行使を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」とは、調整後の払込金額が適用される前日における当社の発行済株式総数から同日における当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に「1株当たりの払込価額」を「1株当たり譲渡価額」に、それぞれ読み替えます。

以上のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整を行います。

#### 4 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員であることを要する。ただし、当社の取締役もしくは監査役が任期満了により、もしくは法令変更に伴い退任した場合、または当社の従業員が定年により退職した場合には、この限りではない。
  - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを承継することができる。
  - (3) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
  - (4) その他の行使の条件は、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
- 5 3名退職により、新株予約権の数25個と新株予約権の目的となる株式の数25,000株は、失権しております。
- 6 権利行使により、新株予約権の数295個と新株予約権の目的となる株式の数295,000株は、減少しております。
- 7 3名退職により、新株予約権の数13個と新株予約権の目的となる株式の数13,000株は、失権しております。
- 8 権利行使により、新株予約権の数42個と新株予約権の目的となる株式の数42,000株は、減少しております。

②当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

平成18年6月23日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数	492 (注)1, 5	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	492, 000 (注)2, 5	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり820 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日～ 平成23年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 820 資本組入額 473	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の権利の譲渡及び質 入れその他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的となる株式の数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

- 3 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は(新株予約権の行使を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」とは、調整後の払込金額が適用される前日における当社の発行済株式総数から同日における当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に「1株当たり発行価額」を「1株当たり譲渡価額」に、それぞれ読み替えます。

以上のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整を行います。

- 4 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員であることを要する。ただし、当社の取締役もしくは監査役が任期満了により、もしくは法令変更に伴い退任した場合、または当社の従業員が定年により退職した場合には、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを承継することができる。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (4) その他の行使の条件は、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

- 5 2名辞退により、新株予約権の数6個と新株予約権の目的となる株式の数6,000株は、失権しております。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日	42,000	23,591,200	13,860	4,747,020	13,860	4,252,802

(注) 新株予約権の行使による増加であります。  
(第2回新株予約権 平成16年6月24日決議分)  
発行価額 660円 資本組入額 330円

## (4) 【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
スティーアール パートナーズ ジャ パン ストラテジック ファンド オフショア エル・ピー (常任代理人 メリルリンチ日本 証券株式会社)	HEMISPHERE FUND MANAGERS LIMITED., P. O. BOX 30362SMB, 3RDFLOOR, HARBOUR CENTER, NORTH CHURCH STREET, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN, CAYMAN ISLANDS, B. W. I (東京都中央区日本橋1-4-1)	3,156	13.38
リエターホールディング エー ジー (常任代理人 東海東京証券株式 会社)	SCHLOSSTALSTRASSE 43 CH-8406 WINTERTHUR SWITZERLAND (東京都中央区京橋1-7-1)	1,213	5.14
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	1,134	4.81
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サー ビス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	784	3.32
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	705	2.99
株式会社中外	愛知県名古屋市中区千代田5-21-11	613	2.60
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サー ビス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1-13-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	500	2.12
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	457	1.94
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	400	1.70
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	388	1.64
計	—	9,351	39.64

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。  
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 457千株  
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 388千株

## (5) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 193,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,031,000	23,031	同上
単元未満株式	普通株式 367,200	—	同上
発行済株式総数	23,591,200	—	—
総株主の議決権	—	23,031	—

(注) 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式345株が含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本特殊塗料株式会社	東京都北区王子 5-16-7	193,000	—	193,000	0.82
計	—	193,000	—	193,000	0.82

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が5,000株(議決権5個)あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含まれております。

## 2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	929	910	835	818	790	773
最低(円)	823	810	729	730	710	721

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。